

「エトフェンプロックス」「ジベレリン」「シペルメトリン」及び「フェニトロチオン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. エトフェンプロックス（農薬）
2. ジベレリン（農薬）
3. シペルメトリン（農薬及び動物用医薬品）
4. フェニトロチオン（農薬及び動物用医薬品）

エトフェンプロックス

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年8月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	エトフェンプロックス(Etofenprox)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。 神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 米、キャベツ、トマト等 今回、使用時期変更(さやいんげん、葉しょうが)に伴う適用拡大申請。 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day ARfD = 1 mg/kg 体重
	国際基準	りんご、ぶどう、なし等
	諸外国	米国基準: 牛、山羊、乳等 EU基準: いちご、りんご、ぶどう等 カナダ、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成21年2月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年11月19日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成27年1月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年6月9日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.031 mg/kg 体重/day</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 1 mg/kg 体重</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

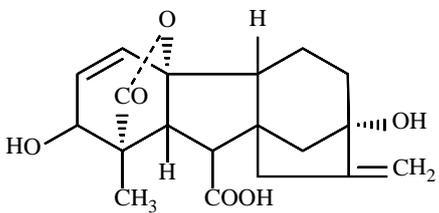
ジベレリン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年8月25日及び平成28年11月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年6月11日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジベレリン(Gibberellin)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物体に内生する植物ホルモンのひとつである。蛋白合成等多くの生化学的過程を活性化することにより、伸長促進による茎葉の成長、果実肥大促進等、さまざまな作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:ぶどう、かき等 今回、セロリ、ばれいしょへの適用拡大申請。 使用方法:散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シペルメトリン

1. 今回の諮問の経緯

・平成28年9月9日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年12月10日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シペルメトリン (Cypermethrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。 末梢及び中枢神経の軸索、シナプスに働き神経膜のイオン透過性を変化させ、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】	登録がなされている。 適用作物:きゅうり、トマト、りんご等 今回、ほうれんそう、はつかだいこんへの適用拡大申請。 使用方法:散布等
	【動物用医薬品】	承認されていない。
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day ARfD = 0.04 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、大麦、いちご、かんきつ等
	諸外国	米国基準:たまねぎ、牛、乳等 カナダ基準:いちご、オレンジ、ぶどう等 EU基準:小麦、大麦、いちご等 豪州基準:小麦、大麦、ぶどう等 ニュージーランド基準:アブラナ科野菜
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェニトロチオン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年10月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェニトロチオン (Fenitrothion)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>有機リン系の殺虫剤である。</p> <p>昆虫内に入った後、酵素の働きでオクソン体となり、コリンエステラーゼと結合することで活性を失わせ、正常な神経伝達機能を阻害することで、殺虫効果を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>【農薬】 登録がなされている。 適用作物:大豆、ばれいしょ、りんご等 今回、ねぎ、トマト、なす等への適用拡大申請。 使用方法:散布等</p> <p>【動物用医薬品】 承認されている。 対象動物:外部寄生虫及び衛生害虫 使用方法:畜・鶏身体に直接噴霧する、又は畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の発生又は生息する場所に散布する。</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/day ARfD = 0.04 mg/kg 体重
	国際基準	大豆、りんご等
	諸外国	米 国 基 準:小麦 カナダ基準:基準なし E U 基 準:りんご、もも、ぶどう等 豪 州 基 準:穀類、りんご、ぶどう等 ニュージーランド基準:穀類

(様式)

食品安全委員会 での評価等	【1】平成 22 年 9 月 24 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 24 年 2 月 22 日 平成 26 年 6 月 3 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0049 mg/kg 体重/day
------------------	---

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【エトフェンプロックス】

- ・ 作物残留試験
- ・ 産卵鶏の家畜残留試験

【ジベレリン】

- ・ 作物残留試験

【シペルメトリン】

- ・ 作物残留試験

【フェニトロチオン】

- ・ 作物残留試験